

大野城市各戸検針等を実施する共同住宅の貯水槽以下の設備基準

平成19年12月25日

改正平成20年2月1日

大野城市各戸検針等を実施する共同住宅の貯水槽以下の設備基準の一部を次のように改正する。

1.趣旨

この基準は、大野城市共同住宅における各戸検針等実施規程(平成19年企管規程第5号。以下「実施規程」という。)に基づき、各戸検針又は集中検針を実施する共同住宅における貯水槽以下の設備について、必要な事項を定めるものとする。

なお、この基準に定めのないものについては、「給水装置工事設計施工基準」及びその他の規程に定めるところによる。

2.用語の定義

(1) この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

メーター室 貯水槽下流側の共同住宅の内部のパイプシャフト(パイプスペース)等を利用した子メーターの設置場所をいう。

直結止水栓 メーターに直結して設置される用途の止水栓をいう。

検針 大野城市水道事業給水条例(平成9年条例第14号。)第23条に基づきメーターにより使用水量の計量を行うことをいう。

維持管理等 子メーターの設置、撤去、取替、点検、止水栓の開閉及びその他の維持管理を行うことをいう。

検針等 検針及び維持管理等を行うことをいう。この基準において用いる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(2) 前項に規定するもののほか、この基準において使用する用語は、条例及び大野城市共同住宅における各戸検針等実施規程(平成19年企管規程第5号。)において使用する用語の例による。

3. 子メーターの標準寸法等

子メーターの標準寸法及び標準形状は、下表及び下図に定めるところによる。

表1 子メーターの標準寸法

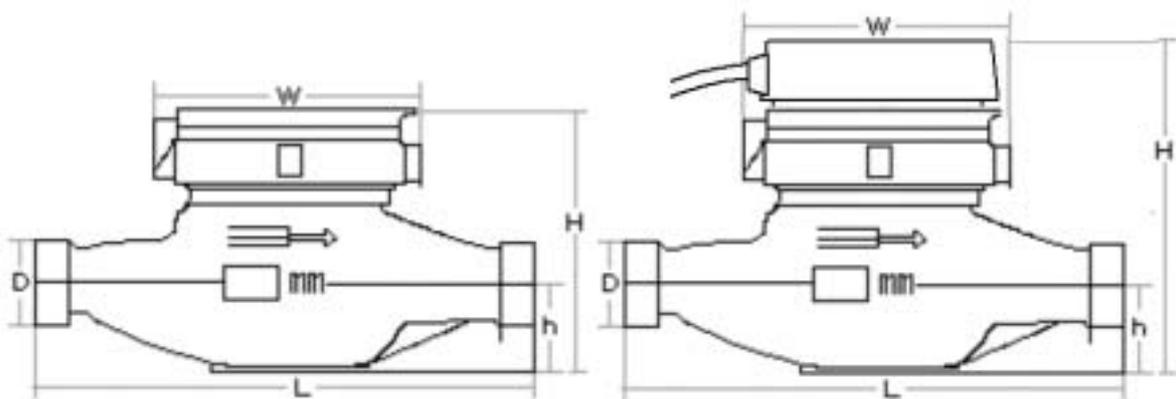
単位：mm

| 器種(口径) | | 13 (ロング型) | 20 | 25 | 40 |
|------------|--------|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 全長(L) | | 165 | 190 | 225 | 245 |
| 全幅(W) | | 90 | 100 | 100 | 108 |
| 全高(H) | 一般メーター | 90 | 105 | 105 | 120 |
| | 遠隔メーター | 160 以下 | 180 以下 | 180 以下 | 200 以下 |
| 軸高(h) | | 23 | 35 | 35 | 45 |
| ねじ 上水規格 | | 26.4 × 14 山 | 33.2 × 11 山 | 41.9 × 11 山 | 59.6 × 11 山 |

図1 子メーターの標準形状(参考標準形状図)

一般メーター

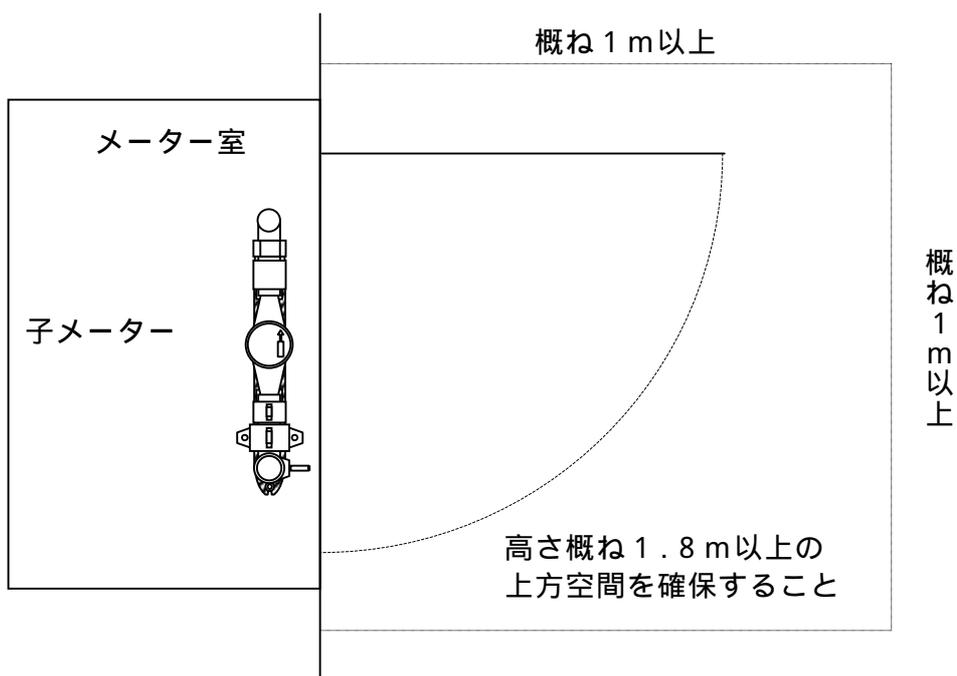
遠隔メーター



4. 子メーターの設置場所及び設備基準

- (1) 共同住宅の貯水槽以下装置により給水を受ける各区画及び共用栓それぞれの使用水量を計量するため管理者が指示する位置に1つずつ子メーターを設置するためのメーター室を設け、子メーターを設置すること。ただし、特定区画が2つ以上ある場合は、その合計使用水量を計量するため管理者が指示する位置に1つ子メーターを設置するためのメーター室を設け、子メーターを設置すること。なお、管理者が子メーターを設置する必要がないと特に認める部分を除く。
- (2) 子メーターの設置場所は、常に乾燥して汚染されず、子メーターの検針等を安全かつ容易に行える場所であって、損傷及び盗難の恐れがない場所とすること。
- (3) 子メーターの設置場所は、住居等の私的空間や営業施設等の営業空間ではない場所とし、当該区画の居住者や管理責任者等が不在のときでも子メーターの検針等を容易に行える場所とすること。
- (4) 検針等を安全かつ容易に行えるようにするため、子メーターの長辺のいずれかの側の傍に、四方概ね1m以上、高さ概ね1.8m以上の検針等用空間を確保すること(図2)。また、検針等用空間に至るまでの通路も、これと同程度以上の空間を確保すること。なお、この検針等用空間及び通路は、住居等の私的空間や営業施設等の営業空間ではない場所とすること。

図2 検針等用空間標準図(上方から見た平面図)



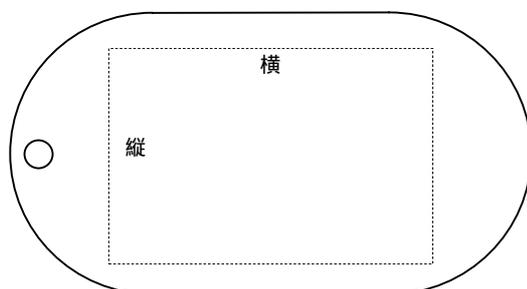
- (5) 検針等用空間内で検針等を行う者と子メーターとの間に、他の子メーターやガス等の他用途用の配管類、壁、その他の工作物が存在しないこと。
- (6) 子メーター（子メーターに保温器具を取り付ける場合はその保温器具を含む）の上方 200 mm以内に、他の工作物等が存在しないこと。
- (7) 子メーターは水平に設置し、床面からの高さは、給水栓より低位で概ね 800 mm 以下とすること。

5. メーター周りの配管等の設備基準

- (1) 子メーターの上流側に直結止水栓を設置すること。なお、止水機構は原則としてボール式とする。
- (2) 子メーターの片側と配管類を伸縮管により接続すること。
- (3) 子メーターの下流側に逆止弁を設置すること。ただし、前項(1)の直結止水栓を逆止弁付直結止水栓とした場合はこれを省略することができる。
- (4) 水圧が過大となる恐れがある箇所については、子メーターの上流側に減圧弁を設置すること。
- (5) 水量が子メーターの限界流量を超える恐れがある箇所については、子メーターの上流側に定流量弁を設置すること。
- (6) 著しい水撃が生じる恐れがある箇所については、子メーターの上流側に水撃防止装置を設置すること。
- (7) 配管の露出部分は、たわみ、振動等を防ぐため、適当な間隔で固定器具等により建物に固定すること。
- (8) 子メーター及び前後の配管には凍結防止のため保温器具を装着すること。なお、メーター及びメーター前後の配管が、防寒対策が施されたメーター室内に設置されている場合はこの限りではない。
- (9) 子メーター下流側の配管の口径は、子メーターと同口径以下とすること。
- (10) 直結止水栓の付近に、番号票を設置し、番号票の表裏両面に水栓番号及び区画（部屋）番号等を記載すること（図3）。

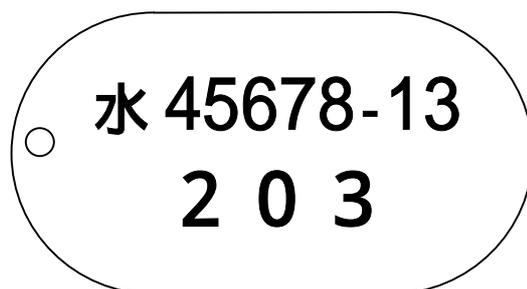
なお、番号票の素材は、硬質プラスチック等の耐久性が高い素材とすること。

図3 水栓番号等を記載する番号票の標準図



番号表は、記載スペースが縦横3×4cm以上あるものとする。

記載例 **水栓番号 45678-13、部屋番号 203号室の例**



水栓番号の左端に「水」と記載すること。
水栓番号と区画(部屋)番号は番号票の**両面**に記載すること。
文字はできるだけ**大きく楷書**で記載すること。

6. パイプシャフト等のメーター室内部に子メーターを設置する場合の設置基準

(1) メーターユニット設置の原則

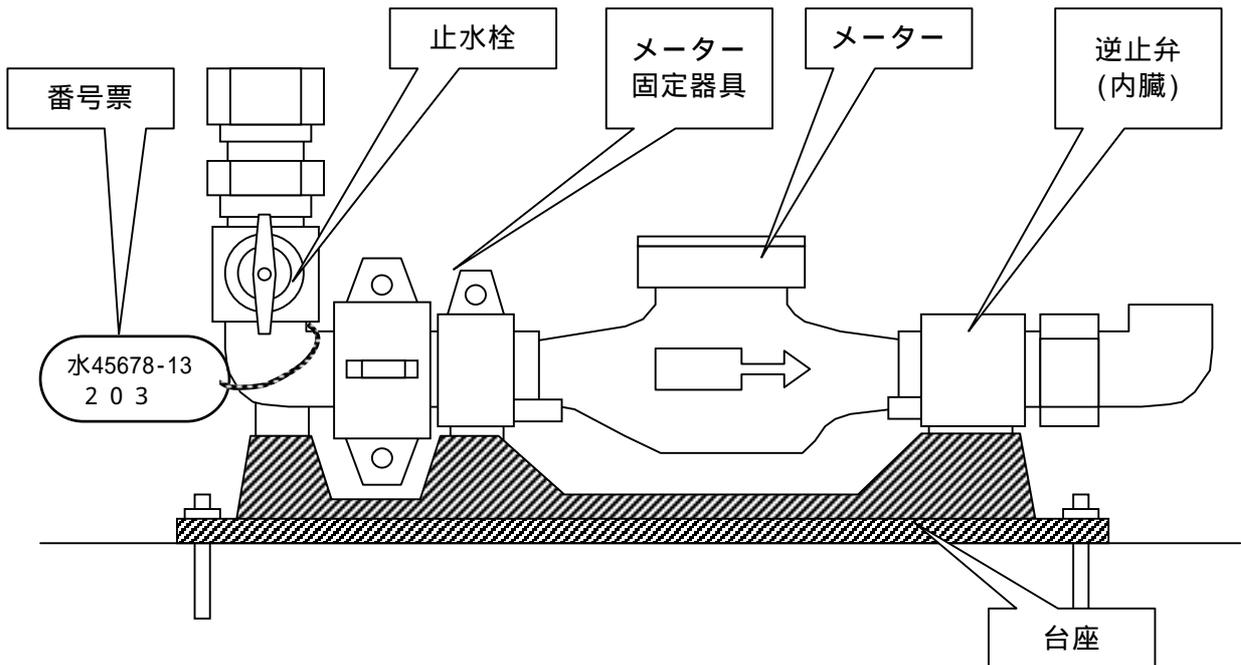
建物内部のパイプシャフト(パイプスペース)等をメーター室として利用する場合は、原則としてメーターユニットを設置すること。

(別途緩和措置あり。緩和措置に関しては、「6.(5)メーターユニット設置原則の緩和」及び「9.既存集中検針実施共同住宅における設備基準の取り扱い」の項を参照)

(2) メーターユニット及び前後の配管等の基準

ここでいうメーターユニットとは、止水栓、メーター固定器具、逆止弁等を十分な剛性・強度を持つ台座に一定の規格・管理のもとに組み込み、製品として製造されたものであって、管理者が承認したものをいう(図4)。

図4 メーターユニット必要最小構成図(例)



メーター固定器具は、メーター脱着作業上、特定の工具類を要することなく手作業での締緩操作が容易に可能なものであって、かつメーターのネジ形状にかかわらずメーターをメーターユニットに固定できるものとする。

メーターとメーターユニットとの間のパッキンには、メーターパッキンを使用可能なものであること。

その他のメーターユニット及び前後の配管等の基準は、前項「5.メーター周りの配管等基準」の内容に準ずる。

(3) メーター室の設備基準

メーター室の開口部は、上辺および底辺は水平に、左右の辺は垂直に形成されていること。

メーター室の開口部には、良好に開閉する扉が設置されていること。

メーター室の扉には原則として鍵を設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、専用の開錠鍵等を必要としない鍵とすること。ただし、次の各号のいずれかに該当する鍵については使用することができる。

- A. タキゲン製造(株)製の開錠鍵(キーハンドル) No.0060-H 又はこれと同等の機能を有する開錠鍵で安全かつ容易に開錠できるもの
- B. マイナスドライバーで安全かつ容易に開錠できるもの
- C. その他管理者が使用を承認するもの。

メーター室開口部の扉、ちょうつがい、ハンドル(取っ手)及び鍵は常に良好な状態に維持管理すること。

メーター室の内部には、漏水発生時やメーター取替時のこぼれ水等が下階や建物に被害を及ぼさないよう、防水および排水措置を講ずること。

メーター室を私的倉庫・物置等と兼用しないこと。

(4) メーター室内におけるメーターユニットの設置基準

メーターユニットを設置する際は、メーターの流入口と流出口を結ぶ線が、メーター室開口部面に対して平行かつ水平になるようにすること。また、メーターとメーター室開口部面との離隔は、概ね 100mm～200mm 程度とすること(図 5)。

メーターユニットは、メーター室開口部面に対して、上辺は 200mm 以上、右辺・左辺は 50mm 以上内側の位置となるように設置すること(特に、メーター室開口部面に正対した位置から見て、メーターユニットの一部または全部が陰に隠れるような位置に設置しないこと(図 6))。

図 5 メーターユニット設置参考図 (単位: mm)

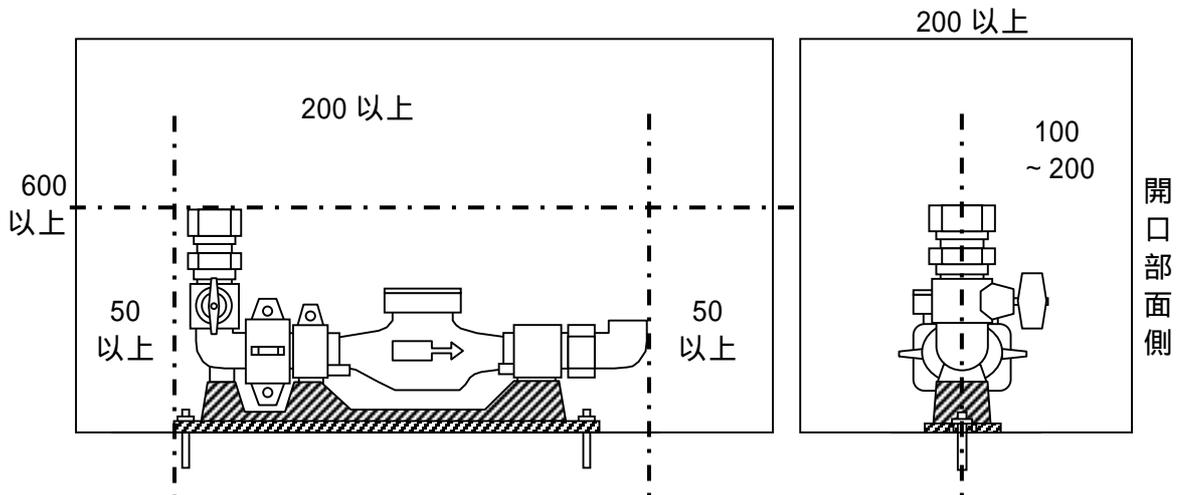
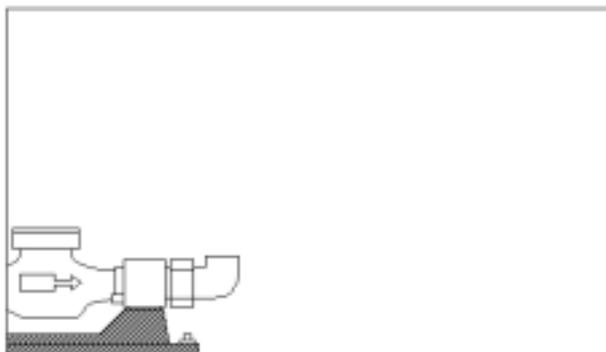


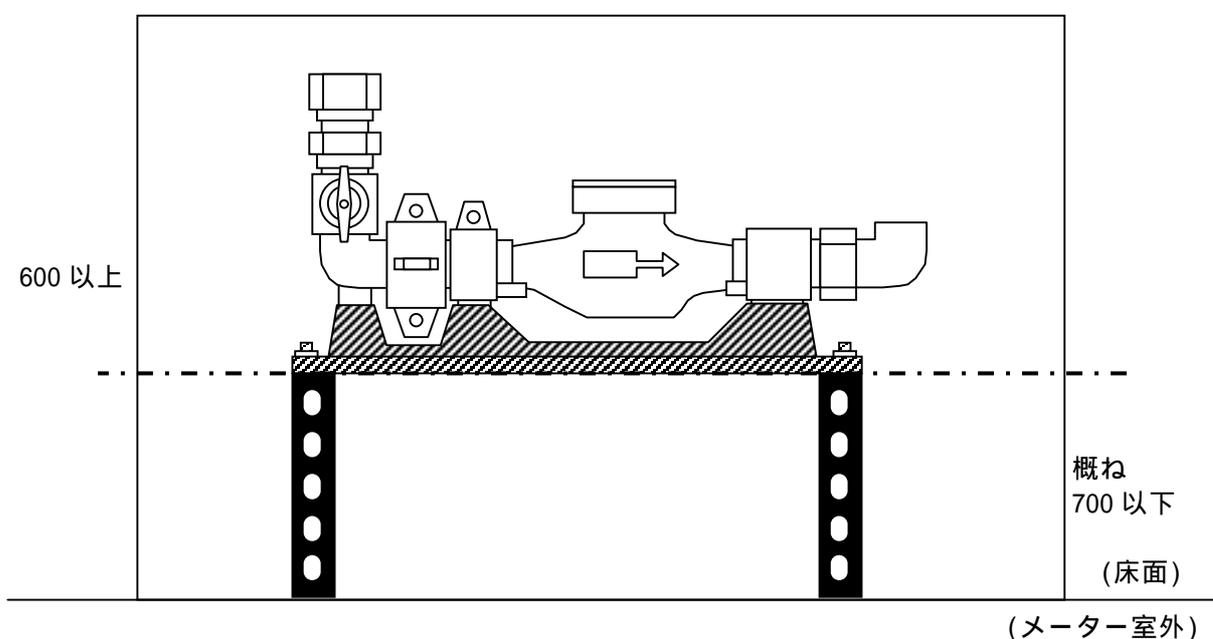
図 6 メーターユニットの不適切な取り付けの例



メーター室開口部面に正対した位置から見て、メーターユニットの一部が陰に隠れている状況では、メーター取替や検針・維持管理上支障を生じるため不適切であると判断される。

メーターユニットの台座は、原則としてメーター室内の床面に固定すること。なお、メーター室内の床面の高さがメーター室外の検針等用空間の床面よりも低いなどの理由により、台座を床面に固定せず、いわゆる「浮かし付け」を行う場合は、台座を十分な強度を持つ支持金具等（床面または壁面等に固定したもの）に固定すること。その場合、メーター室外の床面よりもメーターユニットの台座の底面までの高さの方が高くなるようにし、かつメーターが給水栓より低位となるような高さ（メーター室外の床面からメーターユニットの台座の底面までの高さが概ね 700 mm以下）となるよう設置すること(図7)。

図7 メーターユニットの浮かし付けの例（単位：mm）



その他のメーター室内におけるメーターユニットの設置基準は、前項「4.子メーターの設置場所及び設備基準」の内容に準ずる。

(5) メーターユニット設置原則の緩和

新築の共同住宅の場合

メーター室の寸法が下表の基準に適合し、かつ前項「4.子メーターの設置場所及び設備基準」、「5.メーター周りの配管等の設備基準」、「6.(3)メーター室の設備基準」、「6.(4)メーター室内におけるメーターユニットの設置基準(「メーターユニット」とあるのは「子メーター」と読み替えるものとする。また、項目 6.(4) を除く。)」に定める要件に適合する場合には、メーターユニットを設置せずにメーターを設置することができる。

なお、本項の規定は、平成 20 年 1 月 1 日以降に実施規程第 6 条に定める事前協議を行うものから適用する。ただし、次項 に定める既設共同住宅に該当するものを除く。

表 2 新築の共同住宅においてメーターユニットを設置しないことができるメーター室の寸法

単位：mm

| | | メーター口径 | | | |
|----------------|----------------------------|-----------|--------|--------|--------|
| | | 13 | 20 | 25 | 40 |
| メーター室の 内部空間 | 横 幅 | 550 以上 | 700 以上 | 850 以上 | 900 以上 |
| | 高 さ | 600 以上 | | | |
| | 奥行き | 200 以上 | | | |
| メーター室 開口部面 | 横 幅 | 550 以上 | 700 以上 | 850 以上 | 900 以上 |
| | 高 さ | 600 以上 | | | |
| | メーター室外の床面からメーター室開口部底辺までの高さ | 概ね 500 以下 | | | |

既設の共同住宅の場合

前項「4.子メーターの設置場所及び設備基準」、「5.メーター周りの配管等の設備基準」、「6.(3)メーター室の設備基準」、「6.(4)メーター室内におけるメーターユニットの設置基準(「メーターユニット」とあるのは「子メーター」と読み替えるものとする。また、項目 6.(4) を除く。)」に定める要件に適合する場合には、メーターユニットを設置せずにメーターを設置することができる。

なお、本項の規定は、平成 19 年 12 月 31 日以前に竣工し、大野城市開発行為等指導要綱(平成 8 年要綱第 3 号。)第 7 条に定める公共施設等に関する協議(以下「公共施設等協議」という。)を行い、又は建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条乃至第 6 条の 3 に定める建築確認申請(以下「建築確認申請」という。)を行った共同住宅(以下「既設共同住宅」という。)について適用する。

7. パイプシャフト等の内部ではない場所に子メーターを設置する場合の設置基準

やむを得ない理由によりパイプシャフト等の内部ではない場所に子メーターを設置することが必要となる場合は、管理者の承認を得た上で、以下の要件に適合するメーターボックスを設置し、その内部に適切に設置すること。

(1) 一般メーター

一般メーターをパイプシャフト等の内部ではない場所に設置する場合は、原則として管理者が指定する地上式メーターボックスに設置すること。なお、設置基準等に関しては、「4. 子メーターの設置場所及び設備基準」、「5. メーター周りの配管等の設備基準」に定める要件に適合すること。

やむを得ない理由により地上式メーターボックスを設置することができない場合は、以下の要件に適合し、管理者が承認する地下式メーターボックスに設置すること。なお、設置基準等に関しては、「4. 子メーターの設置場所及び設備基準」、「5. メーター周りの配管等の設備基準」に定める要件に適合すること。

A. 地下式メーターボックスの標準寸法

地下式メーターボックスの標準寸法は、下表に定めるところによるものとする。

表3 地下式メーターボックスの標準寸法

単位：mm

| | | 子メーターの口径 | | | |
|-------------------------|-----|----------|--------|--------|--------|
| | | 13 | 20 | 25 | 40 |
| メーターボックスの上蓋 | 長 辺 | 290 以上 | 360 以上 | 440 以上 | 520 以上 |
| | 短 辺 | 180 以上 | 210 以上 | 230 以上 | 290 以上 |
| メーターボックスの内部空間 (最大部分) | 長 辺 | 340 以上 | 410 以上 | 490 以上 | 580 以上 |
| | 短 辺 | 230 以上 | 280 以上 | 280 以上 | 350 以上 |
| | 深 さ | 200 以上 | 220 以上 | 220 以上 | 250 以上 |

B. その他

その他、地下式メーターボックスの設置基準等は、次に定めるところによるものとする。

- a. メーターボックスは、上蓋及び底板付のものとし、メーターボックスが土砂で埋没しないようにすること。
- b. メーターボックスの配管貫通箇所には、土砂流入防止器具（土留器具等）を設置し、メーターボックス内に土砂が流入しないようにすること。
- c. メーターの底部とメーターボックスの底板との間にメーターライナー等の空隙補完器具を設置し、非水平設置及びメーターボックス内でのぶら下がりを防止すること。
- d. メーターボックスは検針等に支障が生ずるおそれがある場所に設置しないこと。やむを得ず車路等に設置する場合は、車輛等の重荷重に耐える高強度のメーターボックスとすること。

(2) 遠隔メーター

遠隔メーターをパイプシャフト等の内部ではない場所に設置する場合は、原則として管理者が指定する地下式メーターボックスに設置すること。なお、設置基準等に関しては、「4. 子メーターの設置場所及び設備基準」、「5. メーター周りの配管等の設備基準」「7.(1) B. その他」に定める要件に適合すること。

A. 地下式メーターボックスの標準寸法

地下式メーターボックスの標準寸法は、下表に定めるところによるものとする。

表3 地下式メーターボックスの標準寸法

単位：mm

| | | 子メーターの口径 | | | |
|-------------------------|----|----------|-------|-------|----|
| | | 13 | 20 | 25 | 40 |
| メーターボックスの上蓋 | 長辺 | 360以上 | 440以上 | 520以上 | |
| | 短辺 | 210以上 | 230以上 | 290以上 | |
| メーターボックスの内部空間 (最大部分) | 長辺 | 410以上 | 490以上 | 580以上 | |
| | 短辺 | 280以上 | 280以上 | 350以上 | |
| | 深さ | 220以上 | 220以上 | 250以上 | |

遠隔メーターを地下式メーターボックスに設置する場合は、メーターボックスの大きさを一般メーターの場合よりも一口径以上大きいものとするを原則とする。

解説

13mmの遠隔メーターを地下式メーターボックスに設置する場合は、20mm以上のメーター用の地下式メーターボックスに設置し、20mmの遠隔メーターを地下式メーターボックスに設置する場合は、25mm以上のメーター用の地下式メーターボックスに設置することを原則とするという趣旨である。

8. 集中検針装置の設置基準

(1) 集中検針装置に関する基本原則

設置する集中検針装置は、あらかじめ管理者の承認を得たものであること。

設置する集中検針装置は、集中検針盤の操作により各遠隔メーターの検針ができるものであること。

設置する集中検針装置は、装置内の異常を検出する機能を内蔵しているものであること。

(2) 集中検針盤の設置基準

集中検針盤は、原則として共同住宅1棟につき1基設置すること。

集中検針盤は以下の条件に適合する場所に設置すること。

- A. 建物の1階部分の出入口付近であること。
- B. 常時施錠や立入規制がされていない場所であること。
- C. 直射日光や風雨等に晒されない場所であること。ただし、屋外設置可能型であるものについてはこの限りではない。
- D. その他維持管理等を行ううえで適した場所であること。

集中検針盤の上端は地面又は床から1,700 mm以下の高さとする。

集中検針盤には、水栓番号及び緊急時連絡先を明記すること。

(3) 遠隔メーターの設置基準

遠隔メーターの設置基準等については、前項4.～7.に定める要件に準じること。

9. 既設共同住宅において各戸検針又は集中検針を実施する場合等における設備基準の緩和

(1) 既設共同住宅において各戸検針又は集中検針を実施する場合は、次の表4に定めるとおり設備基準を緩和することができる

表4 既設共同住宅において各戸検針又は集中検針を実施する場合において緩和できる項目

| 緩和前の設備基準 | 設備基準の緩和の内容 |
|--|---|
| 4.(5) 検針等用空間内で検針等を行う者と子メーターとの間に、他の子メーターやガス等の他用途用の配管類、壁、その他の工作物が存在しないこと。 | 「4.(5) 検針等用空間内で検針等を行う者と子メーターとの間に、検針等を安全かつ容易に行ううえで妨げとなる他の子メーターやガス等の他用途用の配管類、壁、その他の工作物が存在しないこと。」と読み替えることができる。 |
| 4.(6) 子メーター（子メーターに保温器具を取り付ける場合はその保温器具を含む）の上方200mm以内に、他の工作物等が存在しないこと。 | 「4.(6) 子メーター（子メーターに保温器具を取り付ける場合はその保温器具を含む）の上方に、検針等を安全かつ容易に行ううえで妨げとなる他の工作物等が存在しないこと。」と読み替えることができる。 |
| 5.(3) 子メーターの下流側に逆止弁を設置すること。ただし、前項(1)の直結止水栓を逆止弁付直結止水栓とした場合はこれを省略することができる。 | 本項の規定を適用しないことができる。 |
| 6.(1) メーターユニット設置の原則 | 本項の原則を適用しないことができる。 |
| 6.(4) メーターユニットは、メーター室開口部面に対して、上辺は200mm以上、右辺・左辺は50mm以上内側の位置となるように設置すること（特に、メーター室開口部面に正対した位置から見て、メーターユニットの一部または全部が陰に隠れるような位置に設置しないこと(図6)）。 | 「6.(4) 子メーターは、メーター室内において、安全かつ容易に検針等を行える位置に設置すること。」と読み替えることができる。 |
| 7.(1) B.b.メーターボックスの配管貫通箇所には、土砂流入防止器具（土留器具等）を設置し、メーターボックス内に土砂が流入しないようにすること。 | 本項の規定を適用しないことができる。 |

- (2) 集中検針を実施する場合は、前項 表 4 に定めるとおり設備基準を緩和することができるほか、次の表 5 のとおり設備基準を緩和することができる。

表 5 集中検針を実施する場合において規定を緩和できる項目

| 緩和前の設備基準 | 設備基準の緩和の内容 |
|--|--|
| 4.(4)検針等を安全かつ容易に行えるようにするため、子メーターの長辺のいずれかの側の傍に、四方概ね 1m 以上、高さ概ね 1.8 m 以上の検針等用空間を確保すること（図 2）。また、検針等用空間に至るまでの通路も、これと同程度以上の空間を確保すること。なお、この検針等用空間及び通路は、住居等の私的空間や営業施設等の営業空間ではない場所とすること。 | 「4.(4)子メーターの長辺のいずれかの側の傍に、検針等を安全かつ容易に行えるように検針等用空間を確保すること。また、検針等用空間に至るまでの通路も、これと同程度以上の空間を確保すること。なお、この検針等用空間及び通路は、住居等の私的空間や営業施設等の営業空間ではない場所とすること。」と読み替えることができる。 |
| 7.(2) A.地下式メーターボックスの標準寸法 地下式メーターボックスの標準寸法は、下表に定めるところによるものとする。 （表 3 略） 遠隔メーターを地下式メーターボックスに設置する場合は、メーターボックスの大きさを一般メーターの場合よりも一口径以上大きいものとするを原則とする。 | 「7.(2) A.地下式メーターボックスの標準寸法 地下式メーターボックスの標準寸法は、検針等を安全かつ容易に行える大きさとする。」と読み替えることができる。 |

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、別に定めのあるものを除き、平成 20 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この基準の施行の際、この基準による改正前の大野城市水道集中検針装置設置基準（以下「旧設置基準」という。）に基づき集中検針を実施している共同住宅については、この基準による改正後の各戸検針等を実施する共同住宅に係る貯水槽以下の設備基準（以下「新基準」という。）に定める要件に適合しているものとみなす。ただし、これらの共同住宅について集中検針の対象となっている部分を改造し、又は集中検針から各戸検針へ切替えの申請を行うときは、新基準の規定により、管理者の承認を得なければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この基準は、実施規程第 5 条に基づき平成 20 年 1 月 1 日以降に事前協議が行われるものについて適用する。また、この基準の施行の際、この基準による改正前の大野城市水道集中検針装置設置基準（以下「旧設置基準」という。）に基づき集中検針を実施している共同住宅については、この基準による改正後の各戸検針等を実施する共同住宅に係る貯水槽以下の設備基準（以下「新基準」という。）に定める要件に適合しているものとみなす。ただし、これらの共同住宅について集中検針の対象となっている部分を改造し、又は集中検針から各戸検針へ切替えの申請を行うときは、新基準の規定により、管理者の承認を得なければならない。